

原子力発電所事故による経済被害対応本部（第1回） 議 事 次 第

平成23年4月15日（金）
7：50～8：10
院内閣僚応接室

1. 開会
2. 海江田本部長 冒頭ご挨拶
3. 本部決定（原子力災害被害者に対する緊急支援措置について）
4. 原子力損害賠償紛争審査会について
5. 海江田本部長 閉会時ご挨拶
6. 閉会

配付資料

- （資料1）原子力発電所事故による経済被害対応本部開催について
- （資料2）原子力発電所事故による経済被害対応本部構成員
- （資料3）原子力災害被災者に対する緊急支援措置について（原子力発電所事故による経済被害対応本部決定案）
- （資料4）原子力損害賠償紛争審査会について

原子力発電所事故による経済被害対応本部の開催について

平成 23 年 4 月 11 日
内閣総理大臣決裁

1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原子力発電所事故による経済被害対応本部（以下「本部」という。）を開催する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 原子力経済被害担当大臣

副本部長 内閣官房長官

財務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

本部員 総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（金融）、国家戦略担当大臣、本部長が指名する内閣官房副長官

事務局長 本部長が指名する副大臣

事務局長代理 本部長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官

3. 本部の庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

原子力発電所事故による経済被害対応本部
構成員

| | | |
|--------|--------|--------------------------|
| 本部長 | 海江田 万里 | 原子力経済被害担当大臣 |
| 副本部長 | 枝野 幸男 | 内閣官房長官 |
| | 野田 佳彦 | 財務大臣 |
| | 高木 義明 | 文部科学大臣 |
| | 海江田 万里 | 経済産業大臣 |
| 本部員 | 片山 善博 | 総務大臣 |
| | 江田 五月 | 法務大臣 |
| | 松本 剛明 | 外務大臣 |
| | 細川 律夫 | 厚生労働大臣 |
| | 鹿野 道彦 | 農林水産大臣 |
| | 大畠 章宏 | 国土交通大臣 |
| | 松本 龍 | 環境大臣 |
| | 北澤 俊美 | 防衛大臣 |
| | 中野 寛成 | 国家公安委員会委員長 |
| | 松本 龍 | 内閣府特命担当大臣（防災） |
| | 蓮 舫 | 内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全） |
| | 与謝野 馨 | 内閣府特命担当大臣 （経済財政政策） |
| | 自見 庄三郎 | 内閣府特命担当大臣（金融） |
| | 玄葉 光一郎 | 国家戦略担当大臣 |
| | 仙谷 由人 | 内閣官房副長官 |
| 事務局長 | 鈴木 寛 | 文部科学副大臣 |
| 事務局長代理 | 福山 哲郎 | 内閣官房副長官 |
| | 細野 豪志 | 内閣総理大臣補佐官 |

原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
(原子力発電所事故による経済被害対応本部決定)

平成23年4月15日

1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）において、原子力損害の範囲の判定の指針等が定められ、被害者に対する賠償が実施されることになるが、現状において、未だ事態が収束していないことから、具体的な損害の発生状況を確認しつつ、当該指針を策定するには一定の時間が必要となると見込まれる。
2. しかしながら、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々については、審査会の結論を待つことなく、その厳しい生活環境に鑑み速やかに支援措置を講じることが必要である。
3. そのため、原災法の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を行っている住民の方々に対しては、東京電力（株）は、被災者生活再建支援法の規定により地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、避難・屋内退避による損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに給付する。なお、この資金については、将来、具体的な

損害が確定した段階で発生する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1200億円）に即して適切に対応するものとする。

4. 同時に、避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々と同様に、出荷停止等を余儀なくされた農林水産業者、中小企業の方々をはじめとする、原子力損害被害者が適切な賠償を出来る限り速やかに受けられるよう、原賠法の規定に基づき、原子力損害の範囲の判定の指針等の策定を速やかに進めていくとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援を講じることとする。

以上

原子力損害賠償紛争審査会について

平成 23 年 4 月
文 部 科 学 省

1. 原子力損害賠償紛争審査会について

(1) 「原子力損害の賠償に関する法律」の規定に基づき、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、以下の事務を行う。

- ①紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定
- ②原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介
- ③上記事務に必要な調査及び評価

(2) 今回の事故に関し、当分の間、文部科学省に置くことを定める政令を閣議決定（4月11日）。

(3) 「原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令」に基づき委員を選任。

- 委 員：10人以内（法律、医療、原子力工学の学識経験者）（別紙）
- 専門委員：必要に応じ個別分野の学識経験者を選任

2. 今後の進め方

(1) 第一回会合

日 時：4月15日（金）18：20～20：20

議 題（予定）：

- ① 事故及び被害の概要について
- ② 今後の審議の進め方について
- ③ その他

(2) その後第一回会合の議論を踏まえ、補償の考え方について可能なものから段階的に示していくことを検討。

(別紙)

原子力損害賠償紛争審査会 委員

| | |
|-------|------------------------|
| 大塚 直 | 早稲田大学大学院 法務研究科 教授 |
| 鎌田 薫 | 早稲田大学総長、早稲田大学教授 |
| 草間 朋子 | 大分県立看護科学大学 学長 |
| 高橋 滋 | 一橋大学大学院 法学研究科 教授 |
| 田中 俊一 | 財団法人 高度情報科学技術研究機構 会長 |
| 中島 肇 | 桐蔭横浜大学 法科大学院 教授／弁護士 |
| 能見 善久 | 学習院大学 法務研究科 教授 |
| 野村 豊弘 | 学習院大学 法学部 法学科 教授 |
| 山下 俊一 | 長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 研究科長 |
| 米倉 義晴 | 放射線医学総合研究所 理事長 |